

業務方法書の取扱いの一部改正について

1 業務方法書の取扱い（平成16年5月6日通知）

（下線部変更）

新	旧
<p>（<u>担保指定証券残高</u>の評価額等）</p> <p>第12条（略）</p> <p>（担保指定証券に係る機構取扱有価証券の取扱い）</p> <p>第14条 当社は、担保指定証券のうち機構取扱有価証券に係る担保指定証券残高の返還を行う場合は、業務方法書第58条第5項並びに同第59条の2第2項及び第3項の規定によるほか、次に定めるところによるものとする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2） <u>新株予約権付社債、新株予約権若しくは新投資口予約権</u>の全部取得日又は合併等により新株予約権付社債若しくは新株予約権が承継される場合における合併等効力発生日（以下、この号において「全部取得日等」という。）の2日前の日までにその返還請求権を有するDVP参加者から担保指定証券解除請求が行われなときは、当社は、当該DVP参加者から担保指定証券解除請求が行われたものとみなして、全部取得日等の前日に当該銘柄に係る残高すべてを当該DVP参加者に返還するものとする。</p> <p>（3） <u>新株予約権又は新投資口予約権</u>について、行使期間満了日の前日までに担保指定証券解除請求が行われなときは、当社は、当該DVP参加者から担保指定証券解除請求が行われたものとみなして、当該行使期間満了日に当該銘柄に係る残高すべてを当該DVP参加者に返還するものとする。</p>	<p>（担保指定証券の評価額等）</p> <p>第12条（略）</p> <p>（担保指定証券に係る機構取扱有価証券の取扱い）</p> <p>第14条 当社は、担保指定証券のうち機構取扱有価証券に係る担保指定証券残高の返還を行う場合は、業務方法書第58条第5項並びに同第59条の2第2項及び第3項の規定によるほか、次に定めるところによるものとする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2） <u>新株予約権付社債若しくは新株予約権</u>の全部取得日又は合併等により新株予約権付社債若しくは新株予約権が承継される場合における合併等効力発生日（以下、この号において「全部取得日等」という。）の2日前の日までにその返還請求権を有するDVP参加者から担保指定証券解除請求が行われなときは、当社は、当該DVP参加者から担保指定証券解除請求が行われたものとみなして、全部取得日等の前日に当該銘柄に係る残高すべてを当該DVP参加者に返還するものとする。</p> <p>（3） 新株予約権について、行使期間満了日の前日までに担保指定証券解除請求が行われなときは、当社は、当該DVP参加者から担保指定証券解除請求が行われたものとみなして、当該行使期間満了日に当該銘柄に係る残高すべてを当該DVP参加者に返還するものとする。</p>

(4) (略)

別表

受入予定証券残高及び担保指定証券残高に係る評価額等に関する表（第7条の2、第9条及び第12条関係）

1.・2. (略)

3. 業務方法書第45条第3項第1号に規定する当社が定める時価及び比率並びに第58条第3項に規定する当社が定める時価及び比率のうち、次に掲げる機構取扱有価証券については、次のとおりとし、新株予約権及び新投資口予約権については、担保指定証券残高及び受入予定証券残高の時価に乗すべき率を零とする。

(略)

4. ～9. (略)

10. 国内の金融商品取引所に上場されている株式（優先出資、投資口、投資信託受益権、受益証券発行信託の受益権及び外国株券等を含む。以下この項において同じ。）が、その上場されている国内のすべての金融商品取引所において、当該金融商品取引所の定める上場廃止の基準に該当した場合（次の各号に掲げる場合を除く。）には、原則として、該当した日の翌日から当該株式及び当該株式（当該投資信託受益権及び当該受益証券発行信託の受益権を除く。）の発行者が発行する新株予約権付社債については、担保指定証券残高及び受入予定証券残高の時価に乗すべき率を零とする。

(1) ～ (3) (略)

(4) (略)

別表

受入予定証券残高及び担保指定証券残高に係る評価額等に関する表（第7条の2、第9条及び第12条関係）

1.・2. (略)

3. 業務方法書第45条第3項第1号に規定する当社が定める時価及び比率並びに第58条第3項に規定する当社が定める時価及び比率のうち、次に掲げる機構取扱有価証券については、次のとおりとし、新株予約権については、担保指定証券及び受入予定証券残高の時価に乗すべき率を零とする。

(略)

4. ～9. (略)

10. 国内の金融商品取引所に上場されている株式（優先出資、投資口、投資信託受益権、受益証券発行信託の受益権及び外国株券等を含む。以下この項において同じ。）が、その上場されている国内のすべての金融商品取引所において、当該金融商品取引所の定める上場廃止の基準に該当した場合（次の各号に掲げる場合を除く。）には、原則として、該当した日の翌日から当該株式及び当該株式（当該投資信託受益権及び当該受益証券発行信託の受益権を除く。）の発行者が発行する新株予約権付社債については、担保指定証券及び受入予定証券残高の時価に乗すべき率を零とする。

(1) ～ (3) (略)

<p>1 1. (略)</p> <p>1 2. 外国カバードワラント、機構が定める非上場新株予約権付社債並びに日本証券業協会によりフェニックス銘柄に指定されている株式及び新株予約権付社債については、<u>担保指定証券残高</u>及び受入予定証券残高の時価に乗すべき率を零とする。</p> <p>1 3. (略)</p>	<p>1 1. (略)</p> <p>1 2. 外国カバードワラント、機構が定める非上場新株予約権付社債並びに日本証券業協会によりフェニックス銘柄に指定されている株式及び新株予約権付社債については、<u>担保指定証券</u>及び受入予定証券残高の時価に乗すべき率を零とする。</p> <p>1 3. (略)</p>
---	---

2 附 則

この改正規定は、平成26年12月1日から施行する。